

令和8年度東播磨「農」のブランド化推進事業(東播磨の持続可能な「農」の創造)実施要領

第1 趣旨

東播磨地域の農業について、輸入に頼る化学肥料だけでなく緑肥や堆肥を利用した環境にやさしい農業を進め、東播磨の地域資源を活用したSDGs農業を図る。

第2 事業の内容等

事業の種類及び内容等は別表1のとおりとする。

第3 事業実施の期間

事業実施の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

第4 推進体制

この事業の実施にあたっては、東播磨県民局（加古川農林水産振興事務所及び加古川農業改良普及センター）が適正かつ効率的に実施されるよう事業主体への指導、助言を行うものとする。

第5 実施等の手続き

- 1 第2の事業を実施しようとする事業主体は事業実施計画書（別紙様式第1号）を東播磨県民局長（以下、「県民局長」という。）に提出する。
- 2 県民局長は事業実施計画書（別紙様式第1号）の提出があった時は内容を審査の上、適当と認められる時はこれを承認する。

第6 事業の変更

- 1 事業の軽微な変更は次に掲げるものとする。
事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更
- 2 第6の1に定める軽微な変更該当しない変更を実施する場合、事業主体は事業変更計画書（別紙様式第2号）を県民局長に提出する。
- 3 県民局長は事業変更計画書（別紙様式第2号）の提出があった時は内容を審査の上、適当と認められる時はこれを承認する。

第7 事業実績の報告

事業主体は事業が完了した時は事業完了後1ヶ月以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別紙様式第3号）を県民局長に提出する。

第8 本事業の実施にあたっての留意事項については別記に定めるところとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は県民局長が別に定めることができるものとする。

附 則 この要領は令和8年4月1日から施行する。

別表 1

事業の種類	事業主体等	対象経費等	補助率
東播磨の持続可能な「農」の創造	農業協同組合、営農組合、農業法人、農業者等の組織する団体、商工会議所 等	ヘアリーベッチ等の緑肥作物による土づくりにかかる経費	定額 1,000 円/ a (5 a 以上/1 団体) (千円未満の端数は切り捨てる。)

(別記)

事業の実施にあたっての留意事項

【ヘアリーベッチ等の緑肥作物による土づくりにかかる経費について】

第1 補助対象

- 1 令和8年秋まきのヘアリーベッチ等の生産について補助の対象とする。
- 2 1の後作に農産物を生産しない場合は補助の対象外とする。
- 3 取組面積が5㌥未満については、補助の対象外とする。

第2 事業実施主体

東播磨地域で新たにヘアリーベッチ等による土づくりを行う第3の要件を満たす農業者を含む3戸以上の農業者が組織する団体

第3 支援の対象となる農業者の要件

支援対象は、次の1～5の全てに該当する者とする。

- 1 これまで緑肥作物（ヘアリーベッチ等）による土づくりに本格的（複数年に渡り、10㌥以上）に取り組んでいないこと。
- 2 フレールモア等による刈り取りの体制が構築されていること。又は事業完了までに構築されることが見込まれること。
- 3 取組面積が5㌥以上であること。
- 4 本事業によるヘアリーベッチ等の後作に農産物の生産を行うこと。
- 5 他の国や市町から受ける補助と重複していないこと。

第4 事業計画申請時に必要な添付書類

ヘアリーベッチ等生産ほ場の地番、面積と場所等が確認できる書類（位置図など）

第5 事業実績報告時に必要な添付書類

ヘアリーベッチ等の栽培が確認できるほ場の写真

第6 申請期間

令和8年8月21日～令和8年9月18日まで（先着順で受付し、予算がなくなり次第終了）

第7 事業完了

播種したヘアリーベッチ等種子が発芽し、土壌表面を覆う状態にまで生育したことをもって事業完了とする。